

下関市環境配慮行動優良事業者認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化の加速による地球環境への影響を考慮し、その原因となる温室効果ガスの排出の抑制等環境負荷の低減に積極的に取り組んでいる事業者を、「下関市環境配慮行動優良事業者」（以下「優良事業者」という。）として認定し、その活動内容を広く周知することにより、事業者及び市民の環境に配慮した行動を促すことを目的とする。

(対象事業者)

第2条 優良事業者として認定の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 下関市内に本店、支店、営業所等（工場、事業所、店舗を含む。）を有する事業者
- (2) 下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する事業者でないこと。

(認定の申請)

第3条 優良事業者の認定を受けようとする者は、下関市環境配慮行動優良事業者認定申請書（様式第1号）に温室効果ガス排出抑制に関する取組チェックシート（以下「チェックシート」という。）を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(認定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、次に掲げる区分に応じて、優良事業者の認定（以下「認定」という。）を行うものとする。

- (1) スタンダード認定 チェックシートの合計点が20点以上であること。

(2) プレミアム認定 チェックシートの合計点が 20 点以上であること及び SBT (Science Based Targets) 認定を取得していること。

(認定証の交付等)

第 5 条 市長は、前条の規定により優良事業者を認定したときは、当該認定の申請をした者に下関市環境配慮行動優良事業者認定証（様式第 2 号）（以下「認定証」という。）を交付するものとする。

2 優良事業者は、事業所に認定証を掲示し、及び「下関市環境配慮行動優良事業者」の名称を使用することができる。

(優良事業者の責務)

第 6 条 優良事業者は、地球温暖化の加速による地球環境への影響を考慮し、温室効果ガスの排出の抑制等環境負荷の低減に積極的に取り組み、その取組状況を毎年度 2 月末日までに、下関市環境配慮行動優良事業者取組報告書（様式第 3 号）により市長に報告するものとする。

(認定の有効期間)

第 7 条 認定の有効期間は、認定をした日が属する年度の 3 月 31 日までとする。

(優良事業者の周知)

第 8 条 市長は、優良事業者の名称、温室効果ガスの排出の抑制等環境負荷の低減に対する積極的な取組等について、ホームページへの掲載等を通じて広く周知するものとする。

(認定事項の変更及び辞退)

第 9 条 優良事業者は、優良事業者の名称、所在地、取組事項等に変更があったとき又は認定を辞退するときは、下関市環境配慮行動優良事業者認定（変更・辞退）届（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

(認定の更新)

第 10 条 市長は、優良事業者から第 6 条の規定による報告書の提出があったときは、当該事業者が認定の更新を申請したものとみなし、認定を更新するものとする。

2 前項の規定による更新後の認定の有効期間は、従前の有効期間の満了の日の翌日から起算して 1 年間とする。

(質問、報告等)

第 11 条 市長は、必要があると認めるときは、優良事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは本事業の実施に関し必要な指示をし、又は関係書類について検査をすることができる。

(認定の取消等)

第 12 条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

(1) 第 4 条各号の要件に該当しなくなったとき

(2) 第 6 条の規定による取組状況の報告をしないとき

(3) 第 9 条の規定による認定の辞退の届出があったとき

(4) 関係法令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられたとき及び行政処分を受けたとき

(5) 前各号に掲げるもののほか、優良事業者としてふさわしくない事由があると市長が認めるとき

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、理由を付してその旨を通知するものとする。

3 第 1 項の規定により認定を取り消された優良事業者は、速やかに認定証を市長に返還しなければならない。

4 第 1 項の規定による認定の取消により損失が生じた場合は、認定事業者がその責めを負うものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 5 月 20 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 8 年 5 月 11 日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定により認定を受けている者の認定の有効期間については、なお従前の例による。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

（宛先）下関市長

所在地 〒

事業者名称

代表者の職・氏名

電話番号

E-Mail

FAX 番号

担当者氏名

下関市環境配慮行動優良事業者認定申請書

下関市環境配慮行動優良事業者認定制度実施要綱第3条の規定により、下関市環境配慮行動優良事業者の認定を申請します。

1 認定区分（該当するものにチェックしてください。）

- スタンダード認定
- プレミアム認定

2 添付書類（必ず添付してください。）

- 取組チェックシート
- （プレミアム認定のみ）S B T認定を証する書面等

※「温室効果ガス排出抑制に関する取組チェックシート」の取組項目のチェック欄にチェックを付してください。合計20点以上の取組が必要です。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

下関市環境配慮行動優良事業者認定証

認定区分

認定番号

事業者名称

所在地

認定日 年 月 日

を下関市環境配慮行動優良事業者として認定します

年 月 日（認定日）

年 月 日（更新日）

下関市長



様式第3号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）下関市長

所在地 〒

事業者名称

代表者の職・氏名

電話番号

E-Mail

FAX 番号

担当者氏名

下関市環境配慮行動優良事業者取組報告書

下関市環境配慮行動優良事業者認定制度実施要綱第6条の規定により、以下のとおり報告します。

なお、本報告書及び添付書類の記載内容は事実と相違なく、申請時又は変更時にチェックした取組項目を履行していることを誓約します。

1 認定区分（該当するものにチェックしてください。）

スタンダード認定

プレミアム認定

2 特に力を入れた取組等（別紙1のとおり）

別紙

特に力を入れた主な取組

※ホームページでの公表が不可の場合は下記の□に✓をしてください。

ホームページでの公表不可

No.	取組がわかる写真	取組内容
1		
2		
3		

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

（宛先）下関市長

所在地 〒

事業者名称

代表者の職・氏名

電話番号

E-Mail

FAX 番号

担当者氏名

下関市環境配慮行動優良事業者認定（変更・辞退）届

下関市環境配慮行動優良事業者認定制度実施要綱第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

認定番号		
事業者の名称		
事業所の所在地		
変更の場合		
変更年月日		
変更事項		
変更の内容	変更前	
	変更後	
辞退の場合		
辞退年月日		
辞退の理由		

※取組内容について変更がある場合は、「変更の内容の変更後」の欄に『別紙「温室効果ガス排出抑制に関する取組チェックシート」のとおり』と記入し、取組チェックシートを添付してください。